

あれこれ通信

しづやとみこの議会報告

No, 26

1999年9月

渋谷とみ子の会 埼玉県比企郡嵐山町平沢254-64

Tel 0493-62-7997 / Fax 63-1727

嵐山町の良心が

嵐山町犯罪被害者等支援条例を制定しました。

2年前の9月8日夜、二人組みの男による私への襲撃事件が occurred。

翌日、以前住んでいた家の女性が、10日前、誤認襲撃されたことを知りました。

誤認襲撃にあった人にどう償えばいいのか悩みました。議員に間違えられたのだから、町長、議長に、お見舞いにしてほしいと再三お願いしましたが、結局、誤認襲撃された人に公の立場でお見舞いがあったのは、事件から半年たった犯人逮捕の日でした。もっと早い時期に、公的なお見舞いがあれば、精神的な傷が少しでも癒されたはずと残念でした。

犯罪被害者に対して、死亡した遺族と重度障害の人だけが、国の見舞い金の対象になること、犯罪被害者に対して、ほとんど公的な支援がないこともわかりました。嵐山町に、犯罪被害者へのお見舞いや医療補償ができる制度が必要です。

昨年6月議会で、町長が条例を制定すると答弁しました。以来、嵐山町は、誠実にこの問題に取り組んできました。

公機関が犯罪被害者に対して経済的な支援をするために必要な犯罪被害者であることの証明は、警察が被害届受理証明を発行することで解決しました。

理不尽な事件でしたが、この事件をきっかけに、被害者支援のために、自治体と警察の連携と協力体制ができました。

議員任期が終了する9月議会で、嵐山町犯罪被害者等支援条例は成立しました。誤認襲撃された人も対象になっています。

今後は、この制度が全国の自治体に広がっていくように働きかけていきます。

